

地球温暖化対策計画書

1 地球温暖化対策事業者の概要

地球温暖化対策事業者 (届出者)の名称	株式会社 中電シーティーアイ
地球温暖化対策事業者 (届出者)の住所	愛知県名古屋市中区正木一丁目4番6号
工場等の名称	中電シーティーアイ 中電名駅南ビル
工場等の所在地	名古屋市中村区名駅南三丁目16番6号
業種	サービス業(他に分類されないもの)
業務部門における 建築物の主たる用途	事務所
建築物の所有形態	賃貸しビル等(賃貸ししている建築物)
事業の概要	情報処理
計画期間	令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日

2 地球温暖化対策計画書の公表方法等

公表期間	令和4年7月20日 ～ 令和7年3月31日		
公表方法	○	掲示 閲覧	(場所) 中電シーティーアイ 稲永ビル1階受付
		ホーム ページ	(HPアドレス)
		冊子	(冊子名・ 入手方法)
		その他	(その他詳細)
公表に係る問合せ先	052-384-5511		

3 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制

(1) 地球温暖化対策の推進に関する方針

当社は、地球温暖化対策をはじめとする地球環境保全の重要性を認識し、事業活動のあらゆる分野を通じて、持続的発展が可能な社会の実現に貢献します。

1. 継続的な環境改善

P D C Aサイクルに基づく環境施設の継続的改善をはかります。

2. 環境に配慮した自動車利用の推進

事業所で運行管理している自動車の燃料は、更なるエコドライブの推進により営業活動増加の中で増加分「0」におさえます。

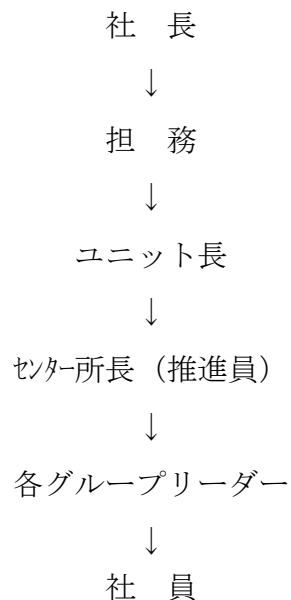
3. 廃棄物の抑制

事務所から出る印刷用紙のリサイクルを推進し、文房具等をグリーン購入法の対象品にすること
で廃棄物の発生量を抑制します。

4. 従業員への環境教育の実践

従業員に対しては、環境教育や地域のゴミ拾い等への積極的な参加をすすめます。

(2) 地球温暖化対策の推進体制



4 温室効果ガスの排出の状況

基準年度（令和 3 年度）の温室効果ガス排出の状況

①エネルギー起源二酸化炭素の排出量		1, 182	t-CO ₂
①を （温室効果ガス 換算） ②を除く	②非エネルギー起源二酸化炭素（③を除く。）		t-CO ₂
	③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源二酸化炭素		t-CO ₂
	④メタン		t-CO ₂
	⑤一酸化二窒素		t-CO ₂
	⑥ハイドロフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑦パーフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑧六ふっ化硫黄		t-CO ₂
	⑨三ふっ化窒素		t-CO ₂
	⑩エネルギー起源二酸化炭素（発電所等配分前）		t-CO ₂
温室効果ガス総排出量（①～⑩合計）		1, 182	t-CO ₂

5 温室効果ガス排出量の抑制に係る目標

（1）温室効果ガス排出量の抑制目標

温室効果ガスの抑制の目標設定方法	総排出量
------------------	------

項 目	基準年度 令和 3 年度 排出量（実績）		目標年度		令和 6 年度	
			目標排出量		目標削減率	
温室効果ガス 総 排 出 量	1, 182	t-CO ₂	1, 123	t-CO ₂	5. 0	%

項 目	基準年度 令和 3 年度 排出量（実績）		目標年度		令和 6 年度	
			目標排出量		目標削減率	
原単位あたりの 排 出 量		CO ₂		CO ₂		%

（2）目標設定の考え方

サーバーのクラウド化により設置台数が減少傾向にあるため、目標を高く設定した。
--

備考 1 温室効果ガスの排出の状況のうち、エネルギー起源二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量については、温室効果ガスの種類ごとに3,000トン以上の場合に限り計上してください。

備考 2 温室効果ガス総排出量とは、エネルギー起源二酸化炭素の排出量と、種類ごとに3,000トン以上の温室効果ガスの排出量の合算をいいます。

備考 3 原単位あたりの排出量とは、事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量その他の指標になる単位量あたりの温室効果ガス排出量をいいます。

6 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置

(1) 自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの抑制に係る措置

取組の区分	具体的な取組の内容	取組の目標
省エネルギー・省資源行動の実践 ＜冷暖房＞	・冷暖房温度の管理を徹底する。 ・カーテンやブラインド又はグリーンカーテンを活用し、冷暖房効果を高める。 ・空調フィルターの掃除など効率の良い運転のための点検・保守管理を実践する。	
省エネルギー・省資源行動の実践 ＜照明＞	・昼休みや残業時には不必要な照明を消し、必要な場合はスポット照明にする。	共用部や保安灯以外は全消灯する
省エネルギー・省資源行動の実践 ＜ＯＡ機器＞	・パソコン、コピー機等の不使用時には省エネモード設定を徹底し、退社時には電源をオフにする。	
自動車等輸送機関に関する対策	・自動車を利用するときはアイドリングストップ、エコドライブを徹底する。 ・通勤や営業活動には、可能な限り公共交通機関や自転車を活用する。	
廃棄物の排出抑制	・オフィス古紙を分別回収しリサイクルする。 ・電子メールの活用、両面コピー・裏紙使用により用紙を削減する。	古紙リサイクル率１００％維持する

指針第1号様式

(2) 再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

ア これまでに実施している再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

導入年度	設備等の種類	概要（規模、性能、発生エネルギー量等）

イ 計画期間における再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

--

(3) 環境価値（クレジット等）の活用

--

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置

・使用する用紙は、再生紙とする。 ・文房具品等を積極的にグリーン購入法の対象品とする。 ・環境教育や地域のゴミ拾い等への積極的な参加をすすめる。
--

(5) 「環境保全の日」等に特に推進すべき取組

・毎週水曜日をノー残業デーとし、社内の見回りの実施。
--